平成２１年（フ）第３６９７号
札幌市西区西野５条５丁目９番６号
債務者　竹浪　浩紀
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７２０号
札幌市豊平区美園12条７丁目５番18号　レジデンス松本102号
債務者　中村貴美子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７８４号
札幌市豊平区平岸２条９丁目１番50―210号
債務者　伊藤ひとみ（旧姓玉置）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７８９号
札幌市清田区里塚１条３丁目２番40―603号
債務者　氏家　紀子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７９５号
札幌市手稲区稲穂４条４丁目20番22号
債務者　金子　幹雄
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７９６号
札幌市手稲区稲穂４条４丁目20番22号
債務者　金子　惠子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８３４号
札幌市白石区川北３条１丁目３番５―108号
債務者　小野　一孝
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８４６号
札幌市東区北11条東８丁目１番３―320号
債務者　成田　糸子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８７３号
札幌市東区北14条東16丁目１番５号　プラザインN14Ｂ―103
債務者　神山　直史
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８８２号
札幌市豊平区平岸１条６丁目２番８号　第２マンションポプラ６号
債務者　村上　美紀
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１１号
北海道常呂郡佐呂間町字浜佐呂間254番地の１
債務者　鎌田　逸子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
青森県十和田市東十五番町39番25―１号　プルミエＡ号
債務者　高松　　栄
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１３８号
青森県三戸郡新郷村大字西越字北向25番地
債務者　西田　秀継
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１５１号
青森県三戸郡五戸町大字豊間内字五ケ久保45番地１
債務者　三浦　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１５２号
青森県十和田市大字三本木字西金崎４番地２八甲団地４号棟31号
債務者　三浦　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１５３号
青森県三沢市桜町３丁目１番21号　桜町団地508号
債務者　久野　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１５４号
青森県十和田市西十五番町26番23号若澤方
債務者　甲地　之枝
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１５５号
青森県十和田市大字三本木字稲吉85番地82
債務者　福山　広行
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
青森地方裁判所十和田支部